

コメント回答資料	
提出年月日	2022年 3月 7日

美浜、高浜および大飯発電所原子炉施設保安規定
変更認可申請（組織改正）のコメント回答

関西電力株式会社

- Q 1. 廃止措置計画の 2 月 7 日のコメント回答において、機械工事 G 課長の役割の説明がされているが、その他の課長との関係についても説明しているので、組織改正に伴う変更点を説明すること。
- Q2. 第 2 段階での各課長の体制について 2 月 7 日に説明された内容と今回の PPT 資料を比較すると、役割と関係が異なるように見える、第 2 段階へ移れることを読み取れるようにして頂きたい。

A 1. 及び A 2.

解体工事全体の役割分担の流れと解体保管物が発生する作業担当課等の役割について説明した資料において今回の組織改正に伴い変更となる箇所を添付資料の 3 ページ以降緑字で記載する。

工事実施所管課の検討及び決定において、これまで所長の指定により廃止措置工事に係る調整を行っていた「機械工事グループ課長」から、職務として廃止措置工事の総括を行う「廃止措置工事課長」が所内調整、推進業務を実施する。

また、解体工事の実施において「廃止措置工事課長」が、現状、機械工事グループが実施する工事の実施所管課長として廃止措置工事を実施する。

添付資料：美浜発電所 1, 2 号炉廃止措置計画変更認可申請及び保安規定変更認可申請のコメント回答

美浜発電所1, 2号炉
廃止措置計画変更認可申請及び
保安規定変更認可申請のコメント回答

2022年3月
関西電力株式会社

コメント回答①

1

保安規定の補足説明資料として解体工事全体の役割分担の流れと解体保管物が発生する作業担当課等の役割がわかるように整理し、解体一例を示すこと。

【回答】

工事実施所管課検討・決定※1



解体工事の実施

⇒保安規定第155条第1項 (変更なし)



解体保管物の容器への収納

⇒保安規定第155条の2 第1項 (追加)



解体保管物の保管エリア運搬・保管

⇒保安規定第155条の2 第1項 (追加)



保管エリアの管理
(巡視、点検)

⇒保安規定第155条の3 (追加)

※1：機械工事グループ課長が上申し、所長が決定

(保安規定第141条(22)に基づき、発電所長より、廃止措置に係る所内調整、推進業務を指定)

※2：工事実施所管課長

(例：機械工事グループ課長、原子炉保修課長等)
〔廃止措置工事に係る各課長の職務については次ページ参照〕

放射線管理課長

- 容器の線量当量率の測定・確認
- 標識、整理番号の発行・取付
- ⇒保安規定第155条の2第2項 (追加)
- 保管エリアの指定

除染作業等の実施※2

工事実施所管課検討・決定※1

放射線管理課長

解体保管物の除染作業等を実施する場合

発電所における保安に関する職務

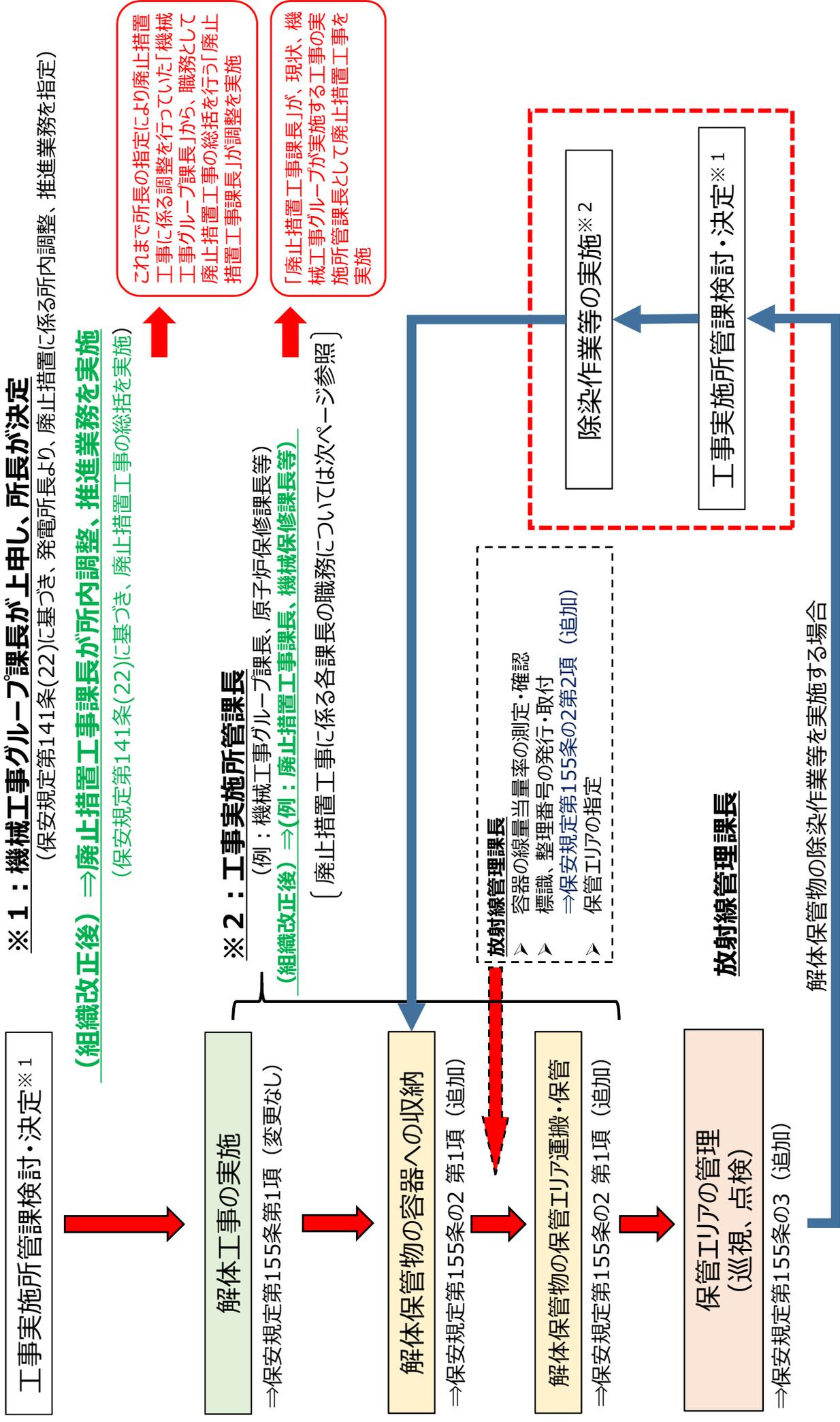
第141条 保安に関する職務

2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり（抜粋）

- (11) **放射線管理課長**は、放射性廃棄物管理、放射線管理（環境モニタリングセンター所長所管業務を除く。）、被ばく管理、化学管理および**廃止措置工事**^{※1}に関する業務を行う。
- (16) **電気保修課長**は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理および**廃止措置工事**^{※1}（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。
- (17) **計装保修課長**は、原子炉施設の計装設備に係る保守、修理および**廃止措置工事**^{※1}（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。
- (18) **原子炉保修課長**は、原子炉施設の機械設備（タービン設備を除く。）に係る保守、修理および**廃止措置工事**^{※1}（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。
- (19) **タービン保修課長**は、原子炉施設の機械設備（タービン設備）に係る保守、修理および**廃止措置工事**^{※1}（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行う。
- (20) **土木建築課長**は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および**廃止措置工事**^{※1}（機械工事グループ課長および土木建築工事グループ課長の所管業務を除く。）に関する業務を行う。
- (21) **電気工事グループ課長**は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および**廃止措置工事**^{※1}のうち、所長が指定したものに関する業務を行う。
- (22) **機械工事グループ課長**は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および**廃止措置工事**^{※1}のうち、所長が指定したものに関する業務を行う。
- (23) **土木建築工事グループ課長**は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および**廃止措置工事**^{※1}のうち、所長が指定したものに関する業務を行う。

※1：廃止措置工事とは、第155条に定める、原子炉等規制法第43条の3の3第2項の規定に基づき認可を受けた廃止措置計画（以下、「廃止措置計画」という。）に基づき実施する工事をいう。

世
孫



【組織改正後】

第141条 保安に関する職務

2. 発電所における保安に関する職務は次のとおり (抜粋)

- (11) **放射線管理課長**は、放射性廃棄物管理、放射線管理 (環境モニタリングセンター所長所管業務を除く。) 、被ばく管理、化学管理および**廃止措置工事**※1に関する業務を行う。
- (17) **電気保修課長**は、原子炉施設の電気設備および**計装設備**に係る保守、修理および**廃止措置工事**※1 (電気工グループ課長所管業務を除く。) に関する業務を行う。
- (18) **機械保修課長**は、原子炉施設の機械設備に係る保守、修理および**廃止措置工事**※1 (機械工グループ課長所管業務を除く。) に関する業務を行う。
- (19) **土木建築課長**は、原子炉施設の土木設備および建築物に係る保守、修理および**廃止措置工事**※1 (機械工グループ課長の所管業務を除く。) に関する業務を行う。
- (20) **電気工グループ課長**は、原子炉施設の電気設備および計装設備に係る保守、修理および**廃止措置工事**※1のうち、所長が指定したものに**廃止措置工事**※1に関する業務を行う。
- (21) **機械工グループ課長**は、原子炉施設の機械設備、土木設備および建築物に係る保守、修理および**廃止措置工事**※1のうち、所長が指定したものに**廃止措置工事**※1に関する業務を行う。
- (22) **廃止措置工事課長**は、**廃止措置工事**※1の**総括および原子炉施設の廃止措置工事**※1 (放射線管理課長、電気保修課長、機械保修課長、土木建築課長、電気工グループ課長および**機械工グループ課長**を除く。) に関する業務を行う。

※1 : 廃止措置工事とは、第155条に定める、原子炉等規制法第43条の3の3第2項の規定に基づき認可を受けた廃止措置計画 (以下、「**廃止措置計画**」という。) に基づき実施する工事をいう。